

秋田県国土利用計画審議会 議事要旨

【日 時】 平成21年2月9日(月) 午後2時から午後3時

【場 所】 秋田県庁議会棟2階 特別会議室

【出席人数】 委員15名中10名出席

【議事内容】

秋田県土地利用基本計画の変更について

秋田県土地利用基本計画の変更について、資料に基づき要点を説明。

〔主な質疑、意見〕

森林地域の縮小は開発行為が完了した時点のものを審議するのか。

森林地域の縮小については変更要素があるため、完了後のものが審議案件となる。森林地域の縮小案件について、山林に戻すことはないのか。県としてはなるべく森林に戻す方向へ指導して欲しい。

基本的にそう考えている。開発者に対しては森林に戻すことを指導していく。斜面の開発により土石流等の自然災害の危険はないのか。もし災害が起きた場合は誰が対応するのか。また、開発するにあたり騒音問題が起きないものなのか。

切り取り勾配等災害に対する許可基準がありそれを満たしている。また、近隣者には開発の説明をし騒音等に対しても同意を得ている。

林地開発許可の判断をする担当課はどこになるのか。

面積が10ヘクタール以上であれば森林整備課、それより小さい場合は地域振興局である。

森林地域の縮小について地元の方から反対する意見等が無かったか教えて欲しい。

特にない。

今回は後追いでの審議なのか。審議する案件の基準等があるなら教えて欲しい。

個別規制法の区域変更は、土地利用基本計画の変更後となっており、その区域について、開発行為の可否ではなく総合的な見地から妥当性・方向性について判断することとなっている。森林地域の縮小は開発完了後となっている。

資料が見にくいので今後資料のまとめ方を工夫して欲しい。

検討する。

質疑の後、変更(案)について「原案に異議がない」旨を知事に答申することを承認。